

かたくい通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■原告団事務局連絡先：松田 (090-2037-9322) ♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

■弁護団事務局連絡先：笠原一浩弁護士 口座名：福井原発差止訴訟を支える会

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18 記号：00760-6 番号：108539

みどり法律事務所 (0770-21-0252) ♥ご支援をよろしくお願いします！

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



高浜、大飯原発

福井地裁に再稼動差し止め請求！

号外

原告ら 9 人が仮処分申し立て

12 月 5 日、福井弁護士会館での会見の様子



既に報道等でご存知のこととは思いますが、さる 12 月 5 日、9 人の方々（審理の場が名古屋高裁金沢支部に移っている差し止め訴訟の原告 4 人を含む）が関西電力の高浜原発、3、4 号機と大飯原発、3、4 号機の再稼動差し止めを求め、福井地方裁判所に仮処分の申請を行いました。

その 1 週間前の 11 月 27 日、大津地裁が大飯・高浜原発のそれぞれ 3、4 号機の再稼動差し止めを求めた仮処分の申し立てを却下したことから、このままでは再稼動されてしまうという危機感と福井にある原発だから福井地裁で止め

ようということで、有志の方々が急きょ申し立てを行うということになったものです。

私たち「裁判の会」では、この動きを受けて事務局会議において仮処分の申し立てを全面的に応援することを決めました。本来ならば総会議決事項と思われませんが、その時間もないことから原告・支援者の皆さんには来春の総会時に事後承認をいただくということでご容赦をお願いいたします。

有志の方々によって「大飯・高浜仮処分福井支援の会」が立ち上げられ、また福井地裁の勝訴判決の原動力となった弁護士さんを含む強力な弁護団が結成されています（河合弘之弁護士、海渡雄一弁護士、井戸謙一弁護士、内山成樹弁護士、青木秀樹弁護士、藤川誠二弁護士、只野靖弁護士、望月賢司弁護士、中野宏典弁護士、鹿島啓一弁護士、笠原一浩弁護士）。次頁のような応援をお願いします。

応援をお願いします！

■カンパのお願い

財政的支援をお願いします。「裁判の会」への支援とは別になりますのでご注意ください。詳細は同封の趣意書「2014年12月5日 福井地裁に仮処分の申請をしました」をご一読ください。

■第1回審尋後の報告集会参加のお願い

仮処分においては、通常の裁判での「口頭弁論」に相当する手続きを「審尋（しんじん）」と言います。第1回審尋は2015年1月28日の15時から福井地裁で行われます。ただし審尋は一般傍聴はできません。当日は審尋終了後に福井弁護士会館（福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階）で報告集会・記者会見を行う予定です。概ね3時頃からを予定しています。参加が可能な皆様にはこちらの集会へ足を運んでいただければと思います。

■情報拡散のお願い

以下に今回の福井地裁への仮処分申立の記事及び大津地裁仮処分申立却下の記事を掲載します。ご一読の上、この仮処分の動きを周囲の方に伝えていただきたいと思います。

福井地裁仮処分申請記事(朝日新聞 12/6)

福井新聞 2014年(平成26年)12月6日 土曜日 10版※

住民「原発止め全国波及を」

朝日



記者会見した河合弘之弁護士(右)ら=福井市内

高浜・大飯再稼働差し止め申請

関西電力高浜原発3、4号機と大飯原発3、4号機の再稼働禁止を求める仮処分を5日、地元住民らが福井地裁に申し立て、福井市内で記者会見した。

弁護団共同代表の河合弘之弁護士(70)は「5月のあの素晴らしい地裁判決がなかったかのように、関電は再稼働を進めようとしている。司法の軽視も甚だしい。ならば本当の実力で止めてやろうじゃないかというのが今回の申請だ」と力を込めた。

住民側は当初予定の6人から9人に増え、県内3人と大阪、京都など近隣の6人で、両原発から250キロ圏内に暮らす。申立人で大飯3、4号機の運転差し止め訴訟の原告でもある松田正さん(65)は「坂井市」は「まず福井から原発を止めて全国に波及させたい」。

敦賀市議の今大地晴美さん(64)は「敦賀市は原発立地自治体で、一番の当事者だと考えている。自分が申立人になって原発を止めなければいけないと強く思った。司法の力を信じたい」と話した。

代理人の一人、中野宏典弁護士(36)は「福島の事故から3年半経ち、国民にもう一度自分たちができることを思い出してほしい。9人だけが仮処分を申し立てているわけではない。背後にはより多くの市民がいる」と締めくくった。

(坂本純也、小川詩織)

福井地裁仮処分申請記事(福井新聞 12/6)

(第3種郵便物認可)

2014年12月6日

永富

中井

再稼働差し止めを求める仮処分を申し立てた後、会見する住民ら＝
5日、福井市宝永4丁目(中野克規撮影)

高浜、大飯原発

再稼働差し止め請求

再稼働に向け、原子力規制委員会による新規制基準の適合性審査が進む関西電力高浜原発3、4号機、大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを求め、本県の住民らが5日、福井地裁に仮処分を申し立てた。(斧辰則)

福井地裁に県民ら9人 仮処分申し立て

大津決定受け急ぎ対応

高浜と大飯原発計4基の再稼働差し止めの仮処分を申し立てた住民側は5日、滋賀県の住民らによる同様の申し立てを却下した11月27日の大津地裁の決定は、樂觀的過ぎて危険で、急ぎ申し立てを行ったと説明。「原発を止める勇氣のない司法に失望した。福井にある原発は福井地裁で止める」と述べた。

会見で住民側の代理人は、仮処分の申し立てが認められれば、基本的に関電は4基の原発を動かすことはできず、「裁判所の命令に違反して、稼働すれば多額の罰金を支払うことになる」と説明した。大津地裁が、原子力規制委員会が早急に再稼働を容認する状況にないとしたことに「川内原発にゴーサインを出しており、高浜と大飯原発にはゴーサインを出さない」という認識は樂觀的。危機感を覚える」と述べた。現実的に切迫した危険性があるとして「スピード感を優先」、大津地裁決定から

大飯3、4号機については、本県の住民らが起こした訴訟で福井地裁が5月、構造の安全性や地震対策の不備などを指摘し、再稼働を認めない判決を言い渡した。関電側と住民側が互いに控訴し、判決は確定していない。

仮処分を申し立てたのはこの訴訟の原告を中心に、本県や大阪府の住民ら計9人。申立書で原発4基は再稼働が目前に迫っており、現実的に切迫した危険性がある」と主張。福井地裁判決の正当性や、基準地震動(耐震設計の目安となる地震の揺れ)の策定方法の不合理性などを訴えていく。

住民側弁護士(東京部)の河合弘之弁護士(東京都)は「関電や規制委は福井地裁判決がなかったかのように再稼働を進めようとしている」と非難した。関電は「申立書が届い

ておらず、内容を承知していないためコメントは差し控える」としている。

関電は高浜3、4号機と大飯3、4号機の再稼働に向け、規制委に審査を申請。規制委は九州電力川内原発1、2号機(鹿児島県)に続き、高浜3、4号機の合格証に当たる審査書案の作成に入っている。

高浜3、4号機と大飯3、4号機をめぐるのは、滋賀県の住民らが再稼働差し止めを求めた仮処分の申し立てについて大津地裁が「規制委が早急に再稼働を容認するとは考えがたい」として11月27日に

8日後に申し立てを行った。今回の申し立てでは、名古屋高裁金沢支部で係争中の大飯原発3、4号機の運転差し止め訴訟の書面や、大津地裁の仮処分申し立ての住民側主張などを証拠として福井地裁に提出するという。

控訴審では関電側が2月にある次回弁論までに全ての主張、立証を行うとしていて、住民側代理人は「早期に福井地裁の決定をもらいたい」とした。(野尻幸宏)

却下している。

仮処分は通常の訴訟で争うと時間がかかるため、当事者の権利を守るため暫定的に行う手続き。

▲仮処分第1回審尋 1月28日 15時より福井地裁!

■控訴審第2回口頭弁論 2月9日 14時より金沢支部!

大津地裁仮処分申請却下の記事(中日新聞 11/28)

2014年(平成26年)11月28日(金曜日) © 中日新聞

原発再稼働「考えられない」

大津地裁 事故対策遅れ指摘

滋賀県などの住民らが、関西電力の大飯原発3、4号機(福井県おおい町)と高浜原発3、4号機(同県高浜町)「いずれも運転停止中」の再稼働差し止めを求めた仮処分の申し立てで、大津地裁(山本善彦裁判長)は二十七日、「現時点で差し止める必要性はない」として、却下する決定をした。〓関連⑤面

大飯、高浜 差し止め却下

決定文では、原発の安全性に対する判断は示さなかったが、原発事故を想定した避難計画が策定されていないことなどに触れ、「これらの作業が進まなければ再稼働はあり得ない」と指摘。最大の争点だった「基準地震動」について関電が反論しなかったことにも言及した。

及し、「このような段階で原子力規制委がいたずらに早急に再稼働を容認するのは到底考えがたい」と、規制委の姿勢に踏み込んで住民側の主張を退けた。

住民らは、大飯と高浜で過酷事故があれば住民の生存権や人格権が侵害されると主張。原発の耐震設計の目安となる基準地震動を、関電が過去の地震動の最高値でなく平均値に基づいて設定しているなどとして危険性を訴えていた。関電側は「安全性は確保されている」と却下を求めていた。

対象の原発四基はいずれも停止中。関電は昨年七月、再稼働を目指して新規制基準への適合性審査を申請し、原子力規制委が審査を進めている。

大飯3、4号機をめぐるのは、関西の住民が運転差し止めを求めた仮処分を大津地裁に申し立てたが、地裁は二〇一三年四月、「安全基準を満たしている」として却下。大阪高裁も今年五月、抗告審で「差し止めた必要性はない」として却下していた。

一方、福井地裁は今年五月、大飯3、4号機の再稼働差し止めを命じる判決を下した。現在、名古屋高裁

金沢支部で控訴審を係争中。

関電は「妥当な判断。今後も安全対策に万全を期すとともに、一日も早い再稼働を目指したい」とコメント。住民側弁護団は「却下決定ではあるが実質的には勝訴決定に等しい」と声明を発表した。



大飯原発 高浜原発 福井県 滋賀県 京都府 岐阜県 愛知県 名古屋市

大津地裁仮処分申請却下の
直後の会見の様子(福井新聞 11/28)



関西電力の高浜、大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを求めた仮処分が却下され、報道対応する住民側の井戸謙一弁護士(中央)＝27日午後、大津地裁前

▼編集子より: 今回の仮処分申請について、「裁判の会」は今のところ主体ではありませんが、積極的に応援することとしました。仮処分の当面のスケジュールは2015年1月28日の審尋ですが、この時点でその後の展開が概ね明らかになると思われます。遠方の方もぜひ注目してください。もちろん2月9日の金沢支部の控訴審もスケジュールに入れておいてください。